

Practical Study on Debt Collection Litigatin/Arbitration in Vietnam, 2003

川嶋, 四郎
九州大学大学院法学研究院

<https://doi.org/10.15017/10717>

出版情報：法政研究. 73 (2), pp.1-17, 2006-10-05. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics)
Kyushu University
バージョン：
権利関係：



ベトナムにおける民事司法の一局面についての実情報告
——債権回収システムに焦点を当てて

川 嶋 四 郎

<目次>

- 1 はじめに
 - 1) 司法制度全般
 - 2) 裁判制度
 - 3) その他の紛争解決機関
- 2 民事司法等の特質
 - 1) 法規範の形式面での多様性
 - 2) 経営情報の公開制等
 - 3) 与信取引の未発達
 - 4) 多くの国々等による法整備等の支援
 - 5) 法と現実の乖離
- 3 個別的な債権回収制度
 - 1) 日系企業と債権回収問題
 - 2) 経済法制と民事法制
 - 3) 担保制度
 - 4) 強制執行制度
 - 5) 仲裁
- 4 集団的な債権回収制度
 - 1) 現行破産法下の実務と問題点
 - 2) 破産法改正
 - 3) その他
- 5 おわりに

1 はじめに

1) 司法制度全般

ベトナム民主共和国の司法制度は、現在、飛躍的な進化と展開を遂げている*。

ベトナムでは、1986年の第6回共産党大会で、「ドイモイ政策（刷新政策）」が採択されて以降、急激な市場経済システムの浸透、および、外国資本の積極的な導入、さらには、私的所有制度の容認など、社会主義理念の基本的な修正と実現が、積極的に進められている。その一環として、近時、一連の「司法制度改革」が進行中であり、それに歩調を合わせるかたちで、債権回収に関する関連法規の整備も、現在急ピッチで行われている。

たとえば、2001年末の国会において、1992年憲法が一部改正され、人民検察院の権限が一部変更された。また、従来の司法機関の組織関連法規を一新して、裁判所や検察院の組織や権限を規定している人民裁判所組織法（Law on Organization of People's Court）や人民検察院組織法（Law on Organization of People's Prosecution）も改正された。さらに、裁判官や参審員さらには検察官の権限や資格要件等を規定している人民裁判所裁判官及び参審員に関する法令や、人民検察院検察官に関する法令も改正された。しかもまた、弁護士の権限や弁護士事務所、弁護士報酬、弁護士となるための資格要件等を規定している弁護士に関する法令等も、新たに制定された。

なお、現在、法曹養成制度や法曹研修制度についても、従前の制度（最高人民裁判所、司法省等が個別に行う制度）を改革し、法曹三者（裁判官、検察官および弁護士）の養成機関を統一し、「国家司法学院」を設置する動きも見られる。

このような大きな改革の動きは、民事法全般にも及んでいる。

現在、民事紛争の処理手続の中核に位置する民事訴訟法について、その抜本的な改正作業が進行中であり、給付判決等の強制執行手続を定める判決等執行法も、新たに担保権実行手続を取り込むかたちで、起草されつつある。さらに、経済的な破綻に瀕した企業の破産的清算手続および再生手続を規定すべき破産法の改正作業も進行している。また、担保法制についても、新たな改革の動きが見られる。

社会主義政治体制をとるベトナムにおける司法制度を見た場合に、基本的には、司法権の独立が保障されていない点が特徴的である。つまり、1992年憲法によれば、司法府として、人民裁判所と人民検察院を同列に置き、両者はともに主権機関である国会の監督に服するものとして、位置づけられている。また、最高人民裁判所長官および最高人民検察院長が、国会によって任免され、その他の裁判官および検事が国家主席によって任免される制度が採用されているのである。

また、憲法上、法解釈の権限は、司法府である裁判所ではなく、立法府の一機関と位置づけることができる国家常務委員会が有している。これは、民主集中制といった社会主義政治体制の特質を具現するものとも評され、かつ、司法府の位置を、立法府よりも低位に置くものである。しかし、今回の調査では、司法府（最高人民裁判所）が、（最終的な権限か否かはおくとして）法解釈の権限を有しているとの発言も聞かれた。

2) 裁判制度

1992年憲法によれば、裁判所は、最高人民裁判所と地方人民裁判所、軍事裁判所およびその他の特別裁判所により構成されている。国会は、特別法によって、特別審判所を設置することができるほか、人民間の軽微な犯罪事件や紛争を処理するためにふさわしい「草の根の機構」を設立することもできる。

憲法とともに、1992年には、司法組織法が制定され、各裁判所の組織について規定が置かれている。

司法組織を見た場合に、最高人民裁判所は、ハノイにあり、その上訴部はダナンおよびホーチミンに設置されている。下級裁判所としては、省レベル（province level）の省級人民裁判所が、全国61ヶ所に、また、県レベル（district level）の県級人民裁判所が、620ヶ所に、それぞれ設けられている。ただ、従前は、省級人民裁判所および県級人民裁判所は、司法省の管轄下に置かれていたが、2002年4月の人民裁判所組織法の改正により、2002年10月から、最高人民裁判所の下に置かれることとなった。

裁判所の事物管轄は、民事、刑事、経済、労働および行政の5種類に分類されて

おり、訴訟手続についても、それぞれ、各手続法令が規定している。ここで言う経済事件とは、法人間または法人と営業登録した個人間の契約であって、生産、商品の売買、サービスの提供等、商事の本質を有する契約である経済契約に関わる紛争であるが、しかし、その種の事件と、商法による商事契約や民法による民事契約との関係は、截然と区別することができるものではなく、解決困難な問題を提起している。

さて、ベトナムの司法制度における審級制度は、二審制であり、県級人民裁判所が一審判決を言い渡した場合には、省級人民裁判所が上訴審手続を担当し、省級人民裁判所が一審判決を言い渡した場合には、最高人民裁判所が上訴審手続を、それぞれ担当する。ベトナムにおける裁判所の管轄については、各裁判所が管轄する係争事項が、個別法令ごとに限定列挙されている。

ベトナムにおいては、一般に、裁判制度や裁判官に対する国民一般の信頼があり、また、審級制度は確立している。ただ、ベトナムの社会慣習としては、民事裁判制度を活用するとよりも、むしろ、ADRや当事者間の相対交渉による民事紛争処理が好まれる傾向にある。

なお、これまで日系企業は、若干の例外を除いて、ほとんど裁判所を利用していないようである。

3) その他の紛争解決機関

まず、仲裁については、ベトナム国内にいくつかの仲裁センターが設けられており、後に述べるように、近時、大幅な法改正が行われた。

かつて、ベトナムには、村落レベルで、伝統的な調停機関が存在した。これは、家事事件、軽微な刑事事件および一定の民事事件の処理機関として、大きな役割を演じていたと言われている。しかし、後にこの機関は廃止され、新たに、任意機関としての調停機関(「和解組」とも呼ばれている。)が設けられた。この機関は当事者間の合意による紛争解決を目指すものであるが、合意が達成できなかった場合における調停機関の判断には、司法的な拘束力はなく、その内容に不服のある者に対しては、裁判所に提訴する途が開かれている。ただ、実際には、この機関により、民

事紛争の約3割程度が処理されているとも、言われている。

2 民事司法等の特質

1) 法規範の形式面での多様性

ベトナムには、数多くの法形式が存在する。

法規範については、1997年の法規範文書法が規定しており、まず、法規範を制定できる主体としては、国会、国家常務委員会、国家主席、政府、首相、各大臣、最高人民裁判所、最高人民検察院があり、さらに、地方においても、人民評議会および人民委員会が制定する法規範が存在する。ただ、中央レベルでは、国家主席以下は、国会および国家常務委員会の制定した法規範の施行のための法規範を制定することになる。

法の実践の場においては、これらが現実には重要な役割を演じている。

国会は、憲法 (hien phap) および法律 (phap luat) を制定し、国家常務委員会は、法令 (phap lenh: Ordinance) を制定し、政府は、政令 (ngghi dinh: Decree) を制定し、首相は、決定 (quyet dinh: Decision) を制定し、そして、各大臣は通達 (thong tu: Circular) を出す。なお、国家機関が、共同で通達を出す場合もある。これは、共同通達 (Joint Circular) と呼ばれる。

それらの効力関係は、憲法を頂点とし、最下位に、通達が位置するといった形式をとる。ドイモイ以降、ベトナムの法規範はその数を急増させており、地方で制定された法規範をも含めると、その数は、30万件を超えるときえ、言われている。このように、法規範は相当な数にのぼるが、ただ、緊急に制定される法規範も少なくなく、法体系性に欠けるものも見られるが、他方で、未だに法が欠缺している分野も見られるとも評されている。

また、ベトナムにおける法律案の作成過程は、一般に必ずしも透明でない面も見られるが、しかしながら、広く国民一般に対して、数次にわたりパブリック・コメントを求めるなど、優れて民主的な側面をも有している点は、特に注目し得る。パブリック・コメントの要請に応じて、現実にも、全国各地における国民各層から、

数多くの意見が寄せられているとのことである。

なお、金融関係の法改正が行われる場合には、外資系企業等に対しても、内々にベトナム財務省から、電話でのヒアリングが行われることもあるとのことである。

2) 経営情報の公開制等

企業取引にとって重要な意義を有する企業の経営情報の開示については、1999年の企業法 (The Enterprise Law; Law No.13/1999/QH10) に、財務情報を登録する義務が規定され(同法第8条)、利害関係者は、その閲覧を行うことができることになっている(同法第20条)。しかしながら、登録すべき財務諸表の具体的な内容については、同法第14条に株式保有情報等の規定があることを除き、特に詳細な規定はなされていない。

また、国際会計基準を導入するために、会計法 (The Accounting Law; Law No. 03/2003/QH11) を、2003年度4～5月に開会された国会で可決し、国営企業および民営企業は、毎年1回、会計監査を受ける義務が課されている(同法第35条)。なお、株式会社や有限責任会社とともに、国営企業もまた、この会計法の対象とされている(同法第1条)。

なお、国営企業の経営情報については、一般に、計画投資省にアクセスし、その情報を入手することができるとのことである。このようなアクセスの仕方は、現在のところ、日系企業には十分には理解されておらず、日系企業から、とりわけ国営企業には情報開示の意識が希薄であるとも指摘されていた。

ちなみに、ベトナムでも、近時、証券取引所が開設され、株式市場からの資金調達の試みも開始されたが、しかし、上場企業の数も、まだごく少数にとどまる。

なお、国営企業の民営化を目的とする企業法の改正法が、2003年10月に、国会に上程される予定であり、その改正の方向性としては、国営企業の国家予算に対する依存性の縮小と、財務上の自立が志向されている。

また、市場の需要に基づく商業銀行の独立性を目指して、金融法も、2004年度の可決成立に向けた準備が進んでおり、そこでは、市場の需要に応じ国有商業銀行4行の再編が目指されている。

3) 与信取引の未発達

一般に、債権の発生とその回収のメカニズムの基礎には、信用経済のシステム基盤が存在する必要があるが、現在のベトナムでは、与信取引が未発達である。つまり、ベトナム社会は、信用取引が根付いておらず、基本的には現金決済が、取引ベースに存在するのである。

外資系企業についても、基本的にはこの傾向は変わらない。それゆえ、外資系企業の視点から見た場合に、与信経済の成熟を前提とする「債権回収」の問題は、一般に比較的少ないとすることができる。ただ、信用取引の拡大は、いわば経済発展の基礎でもあり、WTOへの加盟などを控え、与信等の拡大をにらんだ様々な法の整備が急速に行われているのが現況である。

なお、ベトナムは、ドル紙幣の広範な流通もあって、1997年のいわゆるアジア通貨危機の際のダメージは、それほど深刻ではなく、また、IMFコンディショナリティの対象にはならなかったといった背景事情も存在する。

ただ、プリミティブな与信関係について言えば、親族関係等では消費貸借契約が見られ、いわば、親族関係等が、状況によっては債権債務関係に転化する可能性をはらんでいる。

ちなみに、与信取引における決済制度の典型例である手形・小切手に関する法制度は、1990年代の後半に導入されているが、現時点においては、徐々に普及しつつあるものの、ベトナム社会に根付くまでには至っていない。また、国立銀行の主導によって、個人口座の普及が推奨され、また、電子決済センターの構築に向けた動きなども見られるが、しかし、銀行口座の開設状況について見た場合に、それが国民の間に未だ十分には浸透し普及してはいないようである。

4) 多くの国々等による法整備等の支援

たとえば、カンボジアなどと異なり、ベトナムにおける法整備支援の特色は、1つの法領域においてさえも、現実に複数の国々等による多様な支援が行われている点にある。

まず、日本は、現在、民法、民事訴訟法、倒産法のほか、担保取引登録法、不動産登記法、執行関係法（判決等執行法）および国家賠償法などについて、法整備支援を行っている。さらに、先に少し触れたように、司法制度改革との関係では、日本の司法研修所のような法曹三者の統一的な教育・訓練機関（国家司法学院）の創設が企図されているが、日本もこのプロジェクトを支援している。

とりわけ、2003年6月末にJICAミッションが訪越し、ベトナム政府と合意のうえ、本年7月から、「フェーズ3」という新たなスキームの段階に入った。

そもそも日本のベトナムに対する法整備支援は、1994年のベトナム政府からの協力要請を受け、1996年より実施されている。1996年から1999年10月までの「フェーズ1」では、専門家派遣や研修員受入れ、および、それらの総括としての「日越民事商事法セミナー」が実施された。1999年11月から2003年5月までの「フェーズ2」では、司法省、最高人民裁判所および最高人民検察員に対する立法作業や法体系整備、人材育成に係る助言活動等が行われてきた。新たに開始された「フェーズ3」では、フェーズ1およびフェーズ2において毎年1年毎に活動内容を決めてきたことを改め、3年間を通した目標を決めることとされた。

その課題は、大きく2つの分野に分かれる。

第1は、法令整備の支援であり、その対象法令としては、民法（知的財産法も含む）、民事訴訟法、破産法、担保取引登録法、不動産登記法、判決等執行法および国家賠償法が挙げられる。

第2は、法曹の人材育成であり、具体的には、上記のように、国家司法学院の設立を見込んだ任官前の教育、判決書の作成方法の支援（判例書の内容の向上とその公開の支援）、および、ハノイ国立大学における法学教育の中で日本語により日本法を教授することが、計画されている。

日本のほかに、たとえば、アメリカ合衆国（「スター・プロジェクト」）は、二国間貿易協定との関係で、民事訴訟法、知的財産法、仲裁法、民事保全法等の法整備支援を行い、フランスは、担保取引登録法等の支援を行い、デンマークは、検察部門の人材育成を支援し、スウェーデンおよびカナダは、民事執行機関の人材育成を行い、欧州共同体（EU）は、裁判官の任官後の教育を行い、さらに、世銀、ADBおよびUNDP等も、法整備支援を行っている。

5) 法と現実の乖離

さて、ベトナム社会には、法と現実との乖離という顕著な現象が見られる。すなわち、西欧的視点から見れば、理念的に優れた法が制定されていると評価され得るものの、それらが、必ずしもベトナム社会の現実に十分には適合していないという問題が存在するのである。とりわけ、それらの法制度が、今日のベトナムの社会経済実態と乖離しているものも少なくはない。また、たとえ法律が制定されても、その施行細則が制定されておらず現実に機能していないこともある。さらに、仮に法規が存在するとしても、実際の運用面で問題が生じる場合もある。ただ、これらについても、現在、その是正に向けた努力が、様々な局面に見られるのである。

ベトナムにおける外資系企業等では、紛争予防の観点から契約観念が強く意識され、特に弁護士を用いて、比較的詳細な契約書を作成するといった社会習慣も普及しつつある。このような傾向は、今後、中堅企業にも及んで行くとの予想もなされている。

3 個別的な債権回収制度

1) 日系企業と債権回収問題

まず、一般に、商社や銀行といった大手の日系企業は、これまでのところ、債権回収に関する大きな問題に直面するような事業展開を行っていない。なぜならば、先に述べたように、信用取引が未発達の中で、リスク管理の観点から、そのような事業展開が事実上抑制されているからである。

ただ、近時、ホーチミンにある日系企業が、債権回収のために民事訴訟を提起した事例もあり、日系企業の中でも、業種によっては、日常的な債権未収問題を抱えているところもある。たとえば、商品の特殊性から、事実上掛売りの方法を取らざるを得ない場合もある。つまり、肥料の生産販売を行う会社では、販売時、すなわち肥料の散布時と、収穫時すなわち収益（現金化）の時点とが必然的にずれるので、事実上与信取引を行わざるを得ず、したがって、状況によっては、債権未収問題が

恒常的に生じる可能性があるのである。

また、民事紛争の解決のために、国際仲裁裁判所を活用した企業も見られた。

2) 経済法制と民事法制

ベトナムでは、経済法制（生産関係を規律する法制度）と民事法制（私的な関係を規律する法制度）とが基本的に別体系を成しており、先に述べたように、両者の境界線が曖昧であるという問題点が指摘されている。また、経済契約に関する訴訟法と、民事契約に関する訴訟法の2元的な構造となっている。ただ、この点については、現在、両者の法体系の統一に向けた努力が行われている。

3) 担保制度

担保制度については、1999年の金融機関融資担保令(同年、政令No.178) (Decree of the Government on Loan Security of Credit Institutions; No.178/1999/ND-CP) が、2002年の政令No.85によって改正された。その結果として、不動産担保評価の改善が行われ、また、動産担保登録制度を実施するために、司法省内に登録局が設置された。

一般に、不動産登記制度は、特に都市部ではかなり普及したと言われているが、しかし、現実には、技術面での問題を残している。本年中に成立見込みの土地法が、この問題に取り組んでいる。

まず、動産担保については、現在のところ、動産担保登録制度のアウトラインが決まっているのみであり、その本格的実施は、2004年以降の立法に依存していると、言われている。ただ、動産担保は、すでに司法省担保登録局に登録制度が設けられており、近時その利用が次第に高まっているという指摘も見られた。

しかし、日系企業からは、現実には工場内の動産担保の実効性は希薄であるとの声なども聞かれた。なお、ベトナムの商慣行として、個人資産を担保に供することはないとのことである。

次に、不動産担保については、まず前提として、土地所有権は国家に帰属してい

るが、制度的には、土地使用権および土地リース権に対して担保を設定することが、認められている。しかし、土地リース権への担保設定においては、外資系企業に対する制限はないが、担保権の実行にさいしてその処分の可能性に疑義があるので、不動産担保の取得は、現実にはあまり行われていないとのことである。なお、現在、不動産の登記は、各地の人民委員会が個別に管掌している。

担保権の実行については、現行民法典は専ら任意の私的実行を規定しているにすぎないが、2001年の共同通達 No.03 (Joint Circular No.03/2001/TTLT/NHNNBTP-BCA-BTC-TCDC of April 23, 2001 Guiding the handling of Loan Security Property to Recover Debts for Credit Institutions) が、保険会社保有の担保権実行のための具体的な手続を規定している。これについては、現在立案が進行している執行関係法（判決等執行法）草案では、1章を割き、各種の担保実行手続を包括的に規定しているようである。

4) 強制執行制度

まず、強制執行の前提として、債務名義の形成手続である現行の民事訴訟は、社会主義に由来する経済契約（生産関係を規律する契約）と民事契約（私的な関係を規律する契約）といった実体法上の峻別を受けて、それらの訴訟手続もそれぞれ異なっている。それは、たとえば、経済訴訟には6ヶ月という審理期間の定めがあるのに対して、民事訴訟にはそのような定めがない点などに表われている。

ただ、現在立法化されつつある新たな民事訴訟法では、両者を一本化することが予定されている。民事訴訟法の判決手続に関しては、先に述べたような様々な問題点はあるものの、現在、最高人民裁判所の判例や指導を通じて、法適用の指針が明らかにされつつあるとのことであり、また、判決の公開化や、判例評釈・判例研究の活発な実施を目指して、新たな胎動も見られる。

なお、日系企業の視点から見た場合に、現在のところ、民事紛争を、裁判所あるいはその他の司法手続で解決するという基本的な発想はないようである。すなわち、一方で、厳格な契約観念のもとで、詳細な契約書を作成し、紛争の発生を未然に防止しているという側面もある。しかし、他方で、外資系企業は、「訴訟をしても外資

は負ける。」と一般に観念されることが多いようである。

さて、判決執行法の改革は、現在進行中であり、司法省の起草チームが、第4次草案を作成中であるとのことである。その基本的な内容は、日本の法とは全く異なり、民事判決の執行だけでなく、刑事判決の執行をも包含するものである。日本は、担保権の実行を含む民事執行の部分について、法整備支援を行っている。

ベトナムにおける強制執行は、司法省の管轄に属し、行政処分として行われる点特徴的である。執行機関は、執行官であるが、その員数は、全国で約2000名である。強制執行の実施状況については、毎年、司法省民事判決局がとりまとめ、国会に報告することが義務づけられている。2003年における強制執行の実績は、約8000件とのことである。

現在の強制執行および担保権の実行における問題点は、次の通りである。

第1に、強制執行が行政作用と位置づけられており、司法省が管轄している。執行手続は、裁判所の監督下で行われてはいないので、公正かつ中立的な司法機関による迅速かつ効率的な執行が、必ずしも担保されていない。また、執行過程で生じる紛争が、司法的に解決されないという現状も存在する。さらに、執行の申立ての前提として、債権者が債務者の財産を探知するための手続や手法を欠くという問題も存在する。

なお、従前は、未登記不動産に対する強制執行の問題や、財産評価に関する問題も存在したが、近時一応解決されたと言われている。ちなみに、改正法案には、執行官の行為等に対する不服申立てを受けて事件を審理する機関として、裁判所が予定されている。

第2に、唯一の執行機関でありかつ行政官としての執行官が効率的に職務を実施し得ていないという問題点がある。また、執行の遅滞や汚職等の問題もある。判決確定後2週間以内に執行しなければならないという、執行期間を定めた規定があり、これは、執行官に迅速な執行を促す意義をもつことになる。しかし、実際には、より長期間を要することが少なくないとされる。また、一旦執行に着手し執行が不奏功に終わった場合であっても、債権者の申立てがなくても、職権で3ヶ月後に再度執行に着手しなければならないとされている。

現在、執行官制度についても、改革が進行中である。特に、改正法には、先に記

したように、執行官の行為に対して、裁判所に不服を申し立てる途が保障されているとのことである。

第3に、担保権の実行は、法律によらない「任意競売的な手続」で行われている。その手続は、必ずしも透明でない。そこで、この領域における法改革も現在進行中であり、改正法案には、担保権の実行（担保執行）が、給付判決等の強制執行とともに、民事執行の一部として取り込まれている。

第4に、仲裁判断については、以前は、外国仲裁判断のみが執行判決を受けることができ、債務名義となることができた。しかし、近時、執行判決付外国仲裁だけでなく、内国仲裁のそれも、執行判決を得れば、債務名義とすることが可能となった。

5) 仲裁

2003年7月1日から施行されている商業仲裁法（Ordinance No.08/2003/PL-UBTVQH11 on the Commercial Arbitration, adopted by the National Assembly's Standing Committee on 25 February 2003）により、国内仲裁判断についても、裁判所における執行判決の付与を通じて、債務名義化する途が開かれた（同法第57条）。最高裁判所サイドも、基本的に国内仲裁の利用を奨励させる方針を有しており、各級の裁判所に対して、その旨を伝えているとのことである。

この2003年商業仲裁法の対象となる商業仲裁を行う機関は2類型に大別できる。

第1に、全国5ヶ所に開設している経済仲裁センターである。同センターは、1994年第116号政令第1条（Decree No.116/CP dated 5 September 1994）および1995年第02号司法省通達（Circular No.02-PLDSKT dated 3 January 1995 of the Ministry of Justice）に基づいて設置された。同センターは全国に5箇所ある非営利組織であり、政府からの補助金および利用者からの利用料で運営している。

このなかで、たとえばホーチミン経済仲裁センターは、1998年に設立され、これまで、約50件の案件を扱ってきたという。経済取引に関わる案件を幅広く扱い、利用者は国内企業に限らず、韓国、台湾、香港といった国籍の企業の利用もあったとのことである。経済仲裁センターの仲裁人はベトナム全体で約90名、ホーチミンに

は20名が登録している。仲裁人は、大学教授、弁護士、公務員といった職業をもっているという。

第2は、ベトナム商工会議所が運営するベトナム国際仲裁センター (VIAC) である。国際仲裁については、ベトナムはニューヨーク条約を批准しているが、ベトナム国際仲裁センターは、1993年首相決定 (Decision No.204-TTg dated 28 April 1993 of the Prime Minister) に基づき設置された。

ADRをできるだけ利用するようにいくつかの法律等に明記されているが、事件の受理件数は、年間20件程度である (ただし、受理事件のなかの数件は、和解に至るなどして取り下げられているという)。それらの事件は、おおむね、4ヶ月から6ヶ月の間で処理されている。VIACでは、貿易関係の紛争などが多いが、そのほか、投資、解雇、財政、税制など、そこで扱われる事件は多様である。その対象業種も、建設、保険、機械等、多様な分野の仲裁案件が扱われている。仲裁人リストには、75名の経済法および経済の専門家が名を連ねている。韓国系企業等の利用が最も多く、続いて米、英、仏、香港、シンガポール、マレーシア、中国等企業等の利用が目立つとされる。また、海外企業間の案件もある。

なお、仲裁費用は請求額に応じて決定する。たとえば、請求額が10,000米ドル以下の場合には、仲裁費用は500米ドル、請求額が100,000米ドル以上200,000米ドル以下の場合には、2,750米ドル+100,000米ドル超過分の1.5%等といった具合に、その手続および費用の透明性が確保されている。

先に述べた仲裁法の制定により、第1に、従来、規則と政令との両者によって規定されていたものが、仲裁法として一元的に規定されることとなり、第2に、仲裁適格を有する事件の範囲が拡大され、第3に、裁判所の協力が得られることになり、第4に、執行判決付仲裁判断は、基本的には給付判決と同様の効力を有することとされた。

4 集団的な債権回収制度

1) 現行破産法下の実務と問題点

現行倒産法（Bankruptcy Law of 1994）では、事業再生手続や破産手続開始決定の手続についての規定が必ずしも明確ではないという問題が存在する。その他、破産手続開始決定後の手続においても、不明確な点が数多く残されている。

この現行破産法は、これまであまり活用されてこなかった。また、これまでは、国営企業が省に属しているために、倒産能力を欠くといった問題も存在する。

なお、ベトナムでは、特別監督監査によって、銀行や保険会社が倒産しないように監視しているとのことである。企業法には、企業債権者による、企業無資力時における経営陣の責任追及規定が置かれている。

ちなみに、現行破産法の下では、約50件の企業が倒産したとのことである（その3分の1程度が、国営企業とのことである。）。しかし、WTOへの加盟を目標とする市場経済システム化において、企業倒産法制の整備は、喫緊の課題となっている。1994年に制定された現行破産法の改正作業が、現在急ピッチで進んでいる。本年の11月に国会に上程し、2004年には、可決成立が予定されている。

2) 破産法改正

ベトナムでは、WTOへの加盟を控え、企業倒産法制の整備は、喫緊の課題となっている。

この倒産法草案には、次のような特徴がある。

まず、国有企業も倒産能力を有すること、また、裁判所の判断によって、再生手続が、破産的清算手続に前置させることができること、さらに、その再生手続においては、自動的停止の制度を導入し、担保権者の権利行使に対しても制限を課し、またさらに、基本的には、債務者優位の再生計画を策定することが目論まれている。個別的な問題として、たとえば、担保権の消滅の可否、関係人集会の決議方法、再生計画案の承認要件などの重要部分が、十分に詰められていないとの指摘もある。

3) その他

現在、日越投資協定の締結に向けた動きが見られる。

また、日系企業の投資環境を改善し、直接投資を促進するために、ベトナムと日本との政府間におけるイニシアティブとして、日越共同イニシアティブが、最終とりまとめの段階にある。そのなかには、法制度面に関係した指摘も、いくつか盛り込まれる予定とのことである。

銀行が保有する不良債権の問題を解決するために、副首相の下に、特別の委員会が設置されたとのことである。

その他、首相府に設置された検査委員会が、たとえば脱税や密輸を摘発するために査察を行うことがある。また、地方の消費者センターが、マスコミへの公表を事実上の威嚇手段として、外資系企業と消費者との間の紛争を、強制的に調停することもあるとのことである。

なお、日系企業のベトナム進出に関しては、政府が、工場等の立地場所の変更を促すといったこともあり、それによって、ベトナム進出を断念する企業も、これまでは存在した。また、合弁企業の設立にさいして、外資出資比率の規制に関しては、行政裁量の側面もあるとのことである。

5 おわりに

ベトナムの朝は早い。

夜明け前から、近隣の農民たちが、野菜や果物を売りに、ハノイの街にやってくる。その喧噪で、目が覚めることもあった。

法整備支援の目的をも含めて、これまで何度かベトナムを訪れたが、私は、ハノイでもホーチミンでも、その流れるような活気には、いつも驚かされた。また、司法省では、法典の起草に当たる職員の年齢が極めて若いのに驚いた。それは、ベトナム戦争で多くの人々が亡くなったことや、若くて優秀な人たちが国費で海外留学の機会を得て、世界各地で法学を学び、その成果を新しい国家の法典編纂に役立っていることの現われのように思われた。

私は、ベトナムで、しばしば明治維新も、想起した。そのような若い人々を中心とした国家の法典整備・法制度整備の事業が、順調に進むことを願ってやまない。なお、本稿で記したベトナムの現状を踏まえた将来展望については、次号で論じたい。

* 本稿は、「How APEC Economies Are Coping with Debt Collection: Vietnam—Outline of the System, its Application and Execution」Strengthening Economic Legal Infrastructure Coordinating Group ed., 2003 Study on Debt Collection Litigation/Arbitration in APEC Economies, Japan 45-56 (2003) に全面的な改定を施し、日本語版としてまとめた「APEC諸国・地域における債権回収関連取組み状況：ベトナム」『法制度整備支援調査：APEC諸国における債権回収訴訟・仲裁の実状に関する調査報告書』34-43頁(2003年)に、若干の修文を施して公刊するものである。この資料の基礎となったのは、2003年夏のベトナムにおける実態調査であり、その機会を与えていただいた「APEC諸国における債権回収訴訟・仲裁の実状に関する研究会」の北川俊光座長を初め、その実態調査に参加された皆さんおよび研究会の皆さんに、心から感謝いたします。

2001年6月12日に公表された『司法制度改革審議会意見書』でも、「法整備支援」は、法曹の国際化や、開放性の理念を追究する法科大学院の使命としても重要な意味づけが与えられており、その意味で、このような報告書も、多少の意味を有するのではないかと考える。本文の法状況は、すべて2003年夏の段階のものである。

なお、諸般の事情で、公表が遅れたことをお詫びしたい。